

令和5年12月22日

養父市議会議長 西田 雄一様

生活環境常任委員会
委員長 浄 慶 耕 造

委員会審査報告書

令和5年12月5日、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、養父市議会会議規則第101条の規定により報告します。

記

- 1 審査年月日
令和5年12月6日（水）、8日（金）
- 2 審査結果

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第53号	養父市企業等振興奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第56号	市道路線の認定について	原案可決すべきもの
議案第57号	養父市大屋文化交流施設木彫展示館の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
議案第58号	養父市大屋農作業準備休養所の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
議案第59号	養父市おおや農村公園の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
議案第60号	養父市逆水総合公園の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 61 号	養父市天滝公園の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
議案第 62 号	養父市ミズバショウ公園の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
議案第 63 号	養父市福定親水公園の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
議案第 64 号	養父市森石ヶ堂古代村の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
議案第 65 号	養父市奥米地ほたるの里の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
議案第 66 号	養父市若杉高原おおやスキー場の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
議案第 67 号	養父市高中そば管理直売施設の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
議案第 68 号	養父市関宮活性化施設の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
議案第 69 号	養父市由良セカンドハウス村の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
議案第 70 号	養父市体験施設ログハウス「ゆら」の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの

(別紙) 審査内容等報告書

(別紙)

生活環境常任委員会 審査内容等報告書

**議案第 53 号 養父市企業等振興奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定
について**

【質疑】 この制度を利用するためには、事業者は働き方改革推進宣言をしなければならない。事業者が物価高、人手不足等で苦しんでいる中、さらに負荷をかけることにならないか。

【答弁】 すぐに働き方改革に着手することが難しい現状もあることは承知しているが、まずは事業者が取り組むべき姿勢を示すことが大事だと考えている。働きやすい職場であることをPRすることで、人材の確保にもつなげたい。

議案第 56 号 市道路線の認定について

【質疑】 道路が完成していないのに市道認定するのはなぜか。

【答弁】 国の地方創生道整備推進交付金の交付を受けるためには、市の認定路線になっている必要があるため、市道認定しようとするものである。

議案第 63 号 養父市福定親水公園の指定管理者の指定について

【質疑】 新規の指定管理者の期間は3年とされているが、新たな指定管理者となる氷ノ山鉢伏観光協会の指定期間を5年とした理由は何か。

【答弁】 氷ノ山鉢伏観光協会は、これまでの指定管理者である福定区を構成員としているため、継続性があると判断した。